

令和4年2月1日

教育委員会決定

山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会の公開等の基準

(趣旨)

第1条 この基準は、山県市立小学校及び中学校適正規模等検討委員会（以下「検討委員会」という。）における公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名簿)

第2条 検討委員会の委員の名簿は、原則として公開とする。

(会議)

第3条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として非公開とする。ただし、委員長が必要と認めるときは、公開とすることができる。

(資料)

第4条 会議で使用した資料については、原則として公開する。ただし、公開することにより、自由かつつな意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ又は不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれがあると委員長が認めるものについては、非公開とする。

2 教育委員会事務局は、前項の資料を山県市ホームページに掲載し公開するものとする。

(議事録)

第5条 会議の議事録については、原則として発言した委員が特定されない要旨を作成し公開する。ただし、委員長が必要と認めるものについては、非公開とする。

2 教育委員会事務局は、前項の議事録を速やかに調製し、委員長の承認を得て、山県市ホームページに掲載し公開するものとする。

(委任)

第6条 この基準に定めるもののほか、検討委員会の公開等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年2月9日から施行する。